

令和2年8月1日から松戸市の重度心身障害者医療費助成制度が変わります

新たに令和2年8月1日から**精神障害者保健福祉手帳1級所持者**の方が対象となります。

重度心身障害者医療費の助成とは、健康の保持と生活の安定を確保し福祉の増進を図ることを目的として、重度の障害をお持ちの方に対し、医療機関で支払った医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成する制度です。

対象者	対象医療
(1)身体障害者手帳1・2級所持者 (2)療育手帳A所持者 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者	入院、通院の内、医療保険が適用される医療等 ※訪問看護ステーションが行う訪問看護（医療保険分）も対象、入院の食事代は除く。

(1)受給資格について

松戸市に住所を有する精神障害者保健福祉手帳1級所持者（以下「精神手帳所持者」といいます。）の方で、受給資格認定の申請をされた方が受給者として認定されます。

ただし、6.5歳以上で新たに手帳を取得した方は、制度の対象外となります。

また、子ども医療費の助成を受けている方、生活保護を受けている方、健康保険世帯を基準とした市民税所得割額が235,000円を超えている方（例外規定あり）も制度の対象外となります。

《 注 意 事 項 》

精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限までに手帳が更新されないと、受給資格が喪失となりますので、継続をご希望の方はお早めに手帳の更新手続きを行ってください。また、精神障害者保健福祉手帳が等級変更により1級でなくなった場合は、受給資格が喪失となりますので、すみやかに「松戸市重度心身障害者医療費助成受給券」（以下「受給券」といいます。）を返却してください。なお、精神手帳所持者は、外来通院において、自立支援医療（精神通院）の公費が優先されます。自立支援医療（精神通院）受給者証の取得にご協力ください。

(2)受給資格の新規申請方法について

松戸市重度心身障害者医療費助成資格認定申請書の提出が必要となります。申請書につきましては、松戸市役所新館3階障害福祉課まで精神障害者保健福祉手帳・健康保険証・マイナンバー12桁のわかるもの・銀行の振込先のわかるもの（同居の家族でも可）・印鑑をご持参の上、ご提出ください。提出後、7月下旬に受給券を送付いたします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請を推奨しております。郵送申請する場合、申請書の記入例を見本に書き漏れないよう、ご注意ください。申請書のほか、健康保険証の写しが必要となりますので、送付漏れのないよう、併せてお願いします。

(3)助成方法について

重度の障害をお持ちの方に対し、病気やケガ等により医療機関に受診した際の、保険適用となった医療費のうち、下表における自己負担金を除いた医療費を助成します。

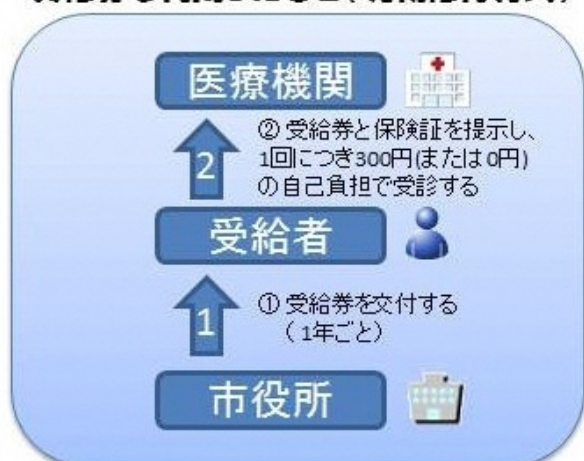
世帯の区分	自己負担金		
	入院（1日当たり）	通院（1回当たり）	調剤
市民税課税世帯	300円	300円	0円
市民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	0円	0円	0円

※世帯の区分は、国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者の場合は対象者と同一保険加入者全員の課税状況、社会保険の加入者の場合は被保険者の課税状況をもとに決定します。

(4)受給券の利用について

助成金の支給は「現物給付方式」と「償還払方式」のいずれかになります。原則として「現物給付方式」となりますので、受診される際、医療機関窓口で健康保険証と一緒に受給券ご提示ください。

受給券を利用したとき(現物給付方式)



受給券を利用できなかったとき(償還払方式)



《お問い合わせ先》

〒271-8588 松戸市根本 387-5
 松戸市役所 障害福祉課 給付班
 重度医療担当

TEL 047-366-7348 FAX 047-366-7613